

## 議案第 4 1 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

市川市長 田 中 甲

## 市川市条例第 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 0 の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 3 1 年法律第 3 号)による地方税若しくは森林環境税」に改め、「又は地方税」の次に「若しくは森林環境税」を加える。

## 附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

## 理 由

新たに森林環境税の賦課徴収等に関する事務を行うことを踏まえ、当該事務を庁内で特定個人情報を利用する事務として条例で定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。